

広島市安佐南区地域福祉センターに係る指定管理者候補者の選定について

広島市安佐南区地域福祉センターについて、次のとおり指定管理者候補者を選定した。

1 施設の概要

- (1) 所在地
広島市安佐南区中須一丁目38番13号
- (2) 設置目的
福祉を目的とする市民の交流及び活動の場の提供により、地域における市民の自主的な福祉活動を支援し、もって地域福祉の増進を図ることを目的とする。

2 選定（非公募）の概要

- (1) 指定管理者候補者名
社会福祉法人広島市社会福祉協議会（広島市南区松原町5番1号）
- (2) 非公募理由
地域福祉センターは、地域における市民の自主的な福祉活動を支援し、地域福祉の増進を図ることを目的とする施設であり、地域における福祉関係団体やボランティア等と相互に連携を図りながら自主事業を展開している区社会福祉協議会との合併により業務を承継する社会福祉法人広島市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に管理させることで、施設機能が発揮される施設である。
このため、市社協を非公募により指定管理者とする。

3 健康福祉局指定管理者指定審議会（非公募施設部会）委員

役職	職名	氏名
会長	健康福祉局長	山本 直樹
副会長	健康福祉局次長	間所 英二
委員	健康福祉局保健医療担当局長	阪谷 幸春 ※
委員	高齢福祉部長	沖村 慶司
委員	障害福祉部長	岩本 和恵

※ 阪谷委員は欠席

4 審査の概要

- (1) 審査の方式
健康福祉局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補者の選定を行った。
審査は、書類により、各委員が評定を行い、指定管理者候補者として選定した。
- (2) 評価基準
評価項目

評 価 項 目
【市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。
【施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 地域福祉センターの管理運営に係る基本方針が明確にされ、条例・規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 事業の内容は、地域福祉センターの設置目的を効果的に達成するものとなっているか。 ③ 管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ④ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。
【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。
【地域の実情に適合した事業を行う能力を有していること。】 〔評価のポイント〕 ① 地域の福祉活動・文化活動等に関するニーズを的確に把握しているか（又は、把握する方策が検討されているか）。 ② 地域のニーズを踏まえた事業が計画されているか。 ③ 地域団体等と連携した施設運営が計画されているか。

【管理経費の縮減】

提案額が上限額以下となっていること。

(注) 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

5 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、**社会福祉法人広島市社会福祉協議会**を指定管理者候補者として選定した。

申請者	社会福祉法人広島市社会福祉協議会
評価項目 1	適
評価項目 2	適
評価項目 3	適
評価項目 4	適
◎ 指定管理料上限額	2,799万5千円
◎ 指定管理料提案額	2,799万5千円

※ 指定管理料上限額及び指定管理料提案額に係る消費税及び地方消費税の税率は10%で算出している。

6 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

参 考

指定管理者は公の施設の管理運営主体として社会的責任への積極的な取組が求められることから、選定に当たり、公募施設の評価における加点減点項目を用いて、本市が推進すべき施策に関する取組状況について確認を行った。

<指定管理者候補者となった社会福祉法人広島市社会福祉協議会の取組状況>

確認項目		取組状況	備考
障害者雇用率の達成	① 障害者雇用率の達成状況【法定雇用率（2.3%）】	達成 (2.79%)	障害者の雇用義務有り
	② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	非該当	
環境問題への配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション 21 の取得	無	
男女共同参画・子育て支援の推進	① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定義務有り
	② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	無	
	③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	未策定	策定努力義務有り
	④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	無	
地域貢献度	① 広島市内に、	本店がある場合	該当
		本店がなく支店がある場合	—
		その他事業所等がある場合	—
	② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、	8割以上の場合	該当
		5割以上で8割未満の場合	—
2割以上で5割未満の場合		—	